

**令和4年度（第19期）  
墨田区議会基本条例の見直し手続に係る  
検証結果及び措置内容の公表について**

**令和5年3月16日  
議会改革特別委員会**

## 1 趣旨

墨田区議会基本条例第30条の規定により、議会改革特別委員会において見直し手続の方法を定め、同条例の目的の達成状況について検証を行った結果、墨田区議会基本条例の条文、逐条解説及び同条例の運用に係る検討結果の一部について改める必要があると認められたため、適切な措置を講ずるとともに、その検証結果及び措置内容を公表する。

## 2 見直し手続の方法

### (1) 令和4年度議会改革特別委員会における検討方法

今期中における運用実績等を踏まえ、墨田区議会基本条例の条文、逐条解説及び同条例の運用に係る検討課題の検討結果（条文に関連しないものを含む。）について、見直し及びその他関係例規等の制定改廃の必要性を検討する。その際、過去の協議結果を尊重し、現時点で運用実績がない、又は状況に変化がない事項等については、原則として現状を維持するものとする。また、一事不再議の原則から、過去に議論し、一定の結論が出ている事項については、同じ議論を繰り返さないよう努めることとする。

### (2) 条例、規則等の制定改廃

検討の結果、条例又は会議規則について制定改廃の必要がある場合は、令和4年度定例会2月議会に、委員会提出議案として議案を提出する。ただし、傍聴規則、要綱等の制定改廃については、随時行うこととする。

### (3) 検証結果及び措置内容の公表

墨田区議会基本条例第30条の規定による検証結果及び措置内容の公表については、令和4年度定例会2月議会最終本会議において、委員長報告として行うこととし、併せて議会ホームページにその内容を掲載することとする。

## 3 見直しに係る検討経過

### 【令和4年】

6月27日（月） 運営協議会	・検討課題 32 「見直し手続」について（協議）
7月12日（火） 特別委員会	・検討課題 32 「見直し手続」について（決定）

8月30日(火) 運営協議会	・墨田区議会基本条例の見直しにおける議論すべき課題及び論点整理について(協議1回目)
9月15日(木) 運営協議会	・墨田区議会基本条例の見直しにおける議論すべき課題及び論点整理について(協議2回目)
10月18日(火) 特別委員会	・墨田区議会基本条例の見直しにおける議論すべき課題及び論点整理について(決定)
10月18日(火) 運営協議会	・墨田区議会基本条例の見直しにおける課題及び論点について(協議1回目) ・墨田区議会基本条例と会議規則・委員会条例との整理について(協議1回目)
12月19日(月) 運営協議会	・墨田区議会基本条例の見直しにおける課題及び論点について(協議2回目) ・墨田区議会基本条例と会議規則・委員会条例との整理について(協議2回目)

【令和5年】

1月23日(月) 特別委員会	・墨田区議会基本条例の見直しにおける課題及び論点について(決定) ・墨田区議会基本条例と会議規則・委員会条例との整理について(決定)
1月23日(月) 運営協議会	・令和4年度墨田区議会基本条例の見直し手続に係る検証結果及び措置内容の公表について(協議1回目) ・条例、規則等の制定改廃について(協議1回目)
2月17日(金) 運営協議会	・令和4年度墨田区議会基本条例の見直し手続に係る検証結果及び措置内容の公表について(協議2回目) ・条例、規則等の制定改廃について(協議2回目)
3月16日(木) 特別委員会	・令和4年度墨田区議会基本条例の見直し手続に係る検証結果及び措置内容の公表について(決定) ・条例、規則等の制定改廃について(決定)

4 議論すべき課題及び論点として採用した事項

課題・論点1	議会基本条例第12条の表現の見直しについて
課題・論点2	議会基本条例逐条解説(前文)の表現の見直しについて
課題・論点3	議長及び副議長選挙における立候補制の導入について 議長及び副議長の所信表明について

課題・論点 4	本会議場傍聴席に関する検討事項について
課題・論点 5	議事堂以外での委員会開会・区民等との意見交換会等について
課題・論点 6	政策会議について 議会における意見交換会について
課題・論点 7	特別委員会活動報告書に対する議論の機会について
課題・論点 8	広報委員会について
課題・論点 9	区長等の反問・反論について

協議の結果、今回の見直し協議の課題・論点としては採用しなかった事項（既に結論が出ている事項及び他の会議体等において適切な時期に協議すべき事項として取りまとめたもの）

#### ア 一般質問における再質問の範囲について

再質問は会議規則及び申合せにおいて規定されているものであり、その在り方については議会運営委員会等で協議することが望ましいことから、議会基本条例の見直し手続に係る課題・論点としては不採用とする。

#### イ 本会議及び委員会の映像配信に係る著作権の取扱いについて

映像配信データの使用については、令和2年2月4日の各派交渉会で一定のルール付けがされており、現時点でもある程度自由に使用できるようになっていることから、現状どおりの取扱いとする。

#### ウ 見直し手続について

傍聴規則、議会に関する要綱等の制定改廃については議長決定で行うことができるため、必要に応じて随時行うことが望ましいことから、現状どおりの取扱いとする。

#### エ 議長及び副議長の任期について

議長及び副議長の任期は地方自治法で定められており、これを1年2年と規定することは法の趣旨に反する。あくまでも会派内の取決め、または申合せにとどまる内容であることから、議会基本条例の見直し手続に係る課題・論点としては不採用とする。

## オ 墨田区議会議員の政治倫理に関する条例について

本条例の制定に当たっては様々な検証・議論がなされており、現在のところ運用上特に大きな課題等は見当たらないため、現状どおりの取扱いとする。

## カ 議員選出監査委員制度の在り方の検討について

議会基本条例の見直しに当たっての課題・論点としては不採用とするが、地方自治法改正の趣旨を踏まえ、議会として開かれた場での協議が必要であることから、今後、機会を捉え、本委員会において協議を行うこととする。

## 5 検証結果及び措置内容

課題・論点 1	議会基本条例第 12 条の表現の見直しについて
---------	-------------------------

議会基本条例第 12 条第 1 項を、次のとおり改める。

〔改正前〕

議会は、本会議及び委員会を開くときは、傍聴者が審議、審査及び調査の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。

〔改正後〕

議会は、本会議及び委員会を開くときは、審議、審査及び調査の内容について、傍聴者の理解に資するため、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。

課題・論点 2	議会基本条例逐条解説（前文）の表現の見直しについて
---------	---------------------------

(1) 議会基本条例逐条解説（前文）中、「議事機関」に関する用語解説を、次のとおり改める。

〔改正前〕

地方自治体の運営全般にわたっての方針を決定する機関であるということが出来ます。

〔改正後〕

地方自治体の運営全般にわたっての方針を決定する機関であるといえます。

(2) 議会基本条例逐条解説（前文）内の用語解説に、次の文章を追加する。

〔追加する文章〕

権能

権能とは、権利を主張し行使できる能力のことです。議会は条例の制定、

改廃、予算の議決や決算認定などの権能を持ち、首長は自治体を統括、代表し、議会への議案提出、予算の調整や執行などの権能を持っています。両者はその権能を行使し、区民等の福祉の増進を図ります。

課題・論点 3	議長及び副議長選挙における立候補制の導入について 議長及び副議長の所信表明について
---------	--

(1) 議会基本条例第10条を、次のとおり改める。

〔改正前〕

議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うことができる。

〔改正後〕

議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うものとする。

(2) 議長及び副議長選挙における立候補制の導入については、引き続き調査・検討を行うよう、第20期墨田区議会(以下「来期」という。)へ申し送る。

課題・論点 4	本会議場傍聴席に関する検討事項について
---------	---------------------

「議会バリアフリー」の観点から、傍聴席に限らず、議会と区民等との間にある制度、情報、意識といったあらゆる障壁を取り除いていくための多角的な調査・検討を行うよう、来期へ申し送る。

課題・論点 5	議事堂以外での委員会開会・区民等との意見交換会等について
---------	------------------------------

本委員会として、当該制度の積極的な実施を、議長を通じて各委員長へ申し入れる。

課題・論点 6	政策会議について 議会における意見交換会について
---------	-----------------------------

政策会議については廃止又は他の会議体への統合も視野に入れ、議会における意見交換会等も含め、改めてその在り方から見直しを行うよう、来期へ申し送る。

課題・論点 7	特別委員会活動報告書に対する議論の機会について
---------	-------------------------

議会基本条例の運用に係る検討課題 12「特別委員会の見直し」検討結果中、2(1)に次の文章を加える。

〔追加する文章〕

なお、活動状況を取りまとめるに当たっては、あらかじめ当該委員会において協議を行うこととする。

課題・論点 8	広報委員会について
---------	-----------

本委員会として、来期、委員構成の見直し及び議会だよりの改善を行うよう、区議会広報委員会へ申し送る。

課題・論点 9	区長等の反問・反論について
---------	---------------

現行の運用方法にのっとり、適切に反問・反論を行うよう、区側に申し入れる。

以 上